学位の種類 法 学 博 士

学位記番号 論法博第45号

学位授与の日付 昭和54年3月23日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 民衆刑事司法の動態の研究

論文内容の要旨

本論文は、著者のイギリス留学中の研究成果をとりまとめたものである。1972年、「刑法改正委員会」によって公にされた第11報告書(刑事証拠法改正案)は、コモンローに基礎をおく複雑なイギリス刑事証拠法の簡易化・合理化をめざすものであったが、黙秘権の制約、伝聞排除法則の緩和など、伝統的証拠法則を訴追側に有利に改める内容をも含むものであったため、朝野をあげての激しい論争が展開された。同改正案は、上下両院での審議の後、結局実質的廃案に至るが、著者は、これを支配層の合理化政策に対抗する市民的自由擁護の戦いだとみる観点から、この論争の推移を詳細に検討する。

著者によれば、ヨーロッパの刑事司法の系統には、大別して、刑事司法の運営をできるだけ国民一般にまかせようとする「民衆司法」(英米法系統)と、その運営をできるだけ専門家にゆだねようとする「官僚司法」(大陸法系統)の二つがあるが、本論文の目的は、民衆刑事司法の典型をなすイギリス刑事司法の動態を、刑法改正委員会第11報告書をめぐる各界の対応を通して、可能なかぎり明らかにしようというところにある。

本論は、全12章から成り、これに二つの付論が加えられている。まず第1章では、刑法改正委員会の構成とその法律改正にあたっての地位とが明らかにされた後、第11報告書の構成と内容、すなわち被告人の黙秘権、自白、挙証責任、被告人の尋問、被告人の配偶者の取扱い、証人の尋問、性格証拠、伝聞証拠、意見証拠、補強証拠、子供の証言など、多岐にわたるその改正点が要領よく紹介され、さらに改正案公表前後の各界の反応が概観される。

第2章では、官報を資料として、国会審議の模様が詳しく紹介される。1973年2月に行われた上院の審議では、改正反対論が優位を占め、結局改正提案は撤回された。下院での審議は、ほぼ1年後、総選挙を目前にして行われた。著者は、これにどのような背景の人がどのように対処し、それが改正の動向にどう影響したかを明らかにするため、議事録のみならず紳士録や各種団体発行のパンフレットなどをも広く渉猟し、各議員の経歴や発言を詳細に紹介しつつ実質的廃案への経過を明らかにする。とくに、保守党議員ですら無罪推定原則の空洞化に対しては一致して抵抗したことを指摘するとともに、その理由をイギリス

における「弁護士司法」の伝統に求めている。

第3章は、バリスター団体の意見、第4章はソリシター団体の意見の紹介にあてられる。それぞれ最近の実状をふまえてバリスターおよびソリシターの地位と機能について概説した後に、意見書の内容を紹介し若干の論評をつけ加える。第5章では、治安判事の機能にふれた後、治安判事協会の意見書を紹介し、さらに1971年の司法制度改革に伴い上位裁判所に直接かつ組織的に関係するに至った治安判事の現状を示すものとして、バーミンガム大学司法運営研究所によるアンケート調査の結果を紹介する。

第6章では、法律改革を目標とする実務家・研究者の集団として強い影響力をもつ「ジャステイス」の証拠法研究、改正案に対する意見書および同例会における討論の模様を紹介する。第7章では、その他の諸団体、すなわち証拠法改正問題に理論的指導力を発揮した保守法律家協会、改正案反対キャンペーンの先頭を切った労働法律家協会、改正案への批判層を広げるのに大きな役割をはたしたイギリス人権協会、最も尖鋭な批判を展開したリリース法律家集団などの意見が、順次紹介される。第8章では、イギリスの警察について概観した後、改正案に同調する警察官連盟の意見を紹介するが、そこでもなおその民主警察の伝統は失われていないと指摘する。第9章では、学界の反応を明らかにする目的で、主要法律雑誌にあらわれた論文について、その内容が簡潔に紹介される。第10章では、家務雑誌の論調のほか、改正案公表前後からほぼ同案の運命の決した上院審議の頃までのロンドンタイムズ紙の論調が、日時を追って紹介される。

第11章では、改正委員会委員自身からの反論、改正問題の根底に横たわる陪審制度論争、あるべき改正への胎動という三つの側面から、実質的廃案後の動きが紹介される。さらに第12章でイギリス「検察」の実態にふれた後、著者は、結局イギリス国民が上からの強い合理化の要求にもかかわらずついにこれを容れなかった理由として、刑事司法に対する民衆参加の度合の強さ、法曹一元の伝統、中央集権的官僚的検察制度の不在の三つを指摘し、本論を結んでいる。

付論その1では、「イギリス刑事司法の現状と課題」と題して、刑事証拠法改正にふれるとともに、現代イギリスにおける刑事司法全般にわたっての問題状況を明らかにし、かつ刑事法研究機関の最近の動向をも紹介する。付論その2では、「現代日本の司法機関とその作用」と題して、わが国の近時の刑事司法の動向が、「公正な裁判」原則の実質的否定へと向う傾向にあることを、イギリス刑事司法の動向との対比において指摘する。

なお、副論文として提出された著書「刑事訴訟法」(日本評論社)は、イギリス法の伝統である民衆刑事司法のあり方に照してわが刑事訴訟法上の諸問題を再検討しようとの意図の下に書かれた刑事訴訟法の概説書であるが、刑事司法への民衆参加という方向での各種の立法論的提案に特色があるほか、解釈論的にも、「民衆司法」という観点からの検察官上訴の制限や上訴審における被告人の救済拡大の主張などが注目される。

論文審査の結果の要旨

わが国におけるイギリス刑事司法の研究は、従来きわめて手薄であった。その全般的研究としては、古 く昭和10年代に公刊された田村豊著「英国刑事裁判の研究」などをあげうるにとどまる。本論文は、この 空白を埋め、イギリス刑事司法の現状を紹介するものとして注目すべき内容を有する。

本論文の主題は、刑法改正委員会第11報告書をめぐる論争の経過をたどることを通して、著者のいわゆる「民衆刑事司法」の担い手が、刑事証拠法改正問題にどのように対応したかを解明するところにあるが、それらの担い手が刑事司法全体の中でどのような地位を占め、どのような機能をはたしているかについても、その実態を詳細に叙述しており、およそイギリス刑事司法制度の研究にあたっては看過しえない貴重な文献となっている。著者のいう「民衆刑事司法の動態」を全体として明らかにするためには、本論文で扱われている刑事司法の担い手論だけでなく、さらに刑事訴訟手続自体の動態をも解明する必要があると思われるが、きわめて複雑なイギリス刑事司法の実態を、現地での精力的な調査に基づく豊富な最新資料によって生き生きと描写するとともに、民衆刑事司法の定着状況を証拠法改正問題をめぐる各界の対応状況を通じて実証的に解明した労作として、本論文はそれ自体わが学界に寄与するところが少くない。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。